

## 生活保護制度に関する指定都市市長会緊急要請

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていないことから、少子高齢化、人口減少社会の進展、就業形態の変容など、社会経済情勢の変化に対応できておらず、制度疲労を起こしています。とりわけ、昨年のリーマンショックに端を発した急激な景気の後退により、生活保護受給者は大幅な増加を続けており、保護率の高い大都市においては、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障を来たしています。

生活保護制度は憲法第 25 条の理念に基づく社会保障の根幹をなすナショナルミニマムとして、本来、国の責任において実施され、その経費は全額国が負担すべきものであります。

つきましては、喫緊の課題として、以下の点について十分な配慮をしていただくよう緊急に要請いたします。

- 1 昨年秋以降の急激な生活保護世帯の増加によって生じている大幅な自治体の負担増加や、今後見込まれる扶助費・人件費負担等の増加、さらには、現在国において検討がなされている母子加算の復活等に伴って必要となる財源に対して、緊急的な財政措置を講じること。
- 2 生活保護制度が、最後のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、雇用・労働施策や年金制度など社会保障全般も含めた幅広い議論を行い、制度の抜本改革について早急に具体的な検討に着手するとともに、地方自治体の意見を十分に反映させること。

平成 21 年 10 月 19 日  
指定都市市長会